

Client Alert

28 July 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



田中 和美
アソシエイト
03 6271 9744
wabi.tanaka@bakermckenzie.com

米国における訴訟回避の方策：人的管轄権

前回及び前々回のクライアントアラートでは、米国における訴訟回避の方策として、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理及びフォーラム選択条項について解説した。本稿では、さらなる訴訟回避の方策として、人的管轄権を取り上げたい。

そもそも管轄権とは、ある特定の裁判所が事件について行使することのできる裁判権をいう。法体系毎にその仕組みは異なるが、米国訴訟では、人的管轄権（personal jurisdiction）と事物管轄権（subject matter jurisdiction）の二種類が問題となる。特に、両当事者がそれぞれ異なる国家に属する場合には、国家主権の範囲と関連して、受訴裁判所が、誰の（外国人や外国法人を含むか等）どのような問題（その国で生じた紛争に限るか等）に対して、強制力を伴う判断を下すことができるかが問題となる。

従前解説してきたフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理及びフォーラム選択条項は、管轄権を有する裁判所の中からより適切な裁判所（地）を限定するものであり、管轄権の問題は、これらの前提を構成するものといえる。そして、受訴裁判所に管轄権が認められない場合には、その訴えは却下されることとなるため、日本企業としては、米国において訴訟が提起された場合に、人的管轄権の存否に関する検討が必要となるのである。そこで、本稿では、人的管轄権の概要と、人的管轄権の存否の判断にあたり具体的にどのような要素が検討されるのかについて、最近の連邦地方裁判所の裁判例を基に紹介したい。

1. 人的管轄権

人的管轄権とは、裁判所が特定の当事者に対し強制力のある判断を下すことのできる権限をいう。裁判所の人的管轄権の行使は、合衆国憲法におけるデュープロセス（Due Process）に適合している必要があり、また、州法や連邦法によって根拠づけられていなければならない。

合衆国憲法におけるデュープロセスとの関係では、米国の裁判所は、当初その管轄区域内に存在する人及び財産に対してのみ管轄権を有するとされてきた。しかし、インターナショナル・シュー事件¹において連邦最高裁判所は、被告と裁判所との間に公正さと実質的正義の伝統的な観念（traditional notions of fair play and substantial justice）に抵触しない一定のミニマム・コンタクト（certain minimum contacts）がある場合には、裁判所の管轄区域内に存在しない者に対しても管轄権を有すると判断した。これにより、どのよ

¹ 本事案は、被告であるインターナショナル・シュー社は、靴等の製造、販売を行う会社であり、デラウェア州で設立され、本社はミズーリ州セントルイスにあったが、ワシントン州において、事務所を有さず、3年間同州に居住する10数名のセールスを雇って同社の商品サンプルを展示して取引の勧誘を行わせていたところ、ワシントン州が同社に対し、当該従業員に関する失業補償基金の負担金の支払いを求めてワシントン州の裁判所に訴訟を提起したものである。International Shoe Co. v. Washington, 326 U.S. 310 (1945)



うな要件に該当すればミニマム・コンタクトが認められるのかが、人的管轄権を検討するうえで重要となっている。

なお、ミニマム・コンタクトを検討する際には、一般的管轄権（General Jurisdiction）と個別管轄権（specific jurisdiction）の違いを意識する必要がある。一般的管轄権は、訴えによって提起される請求原因に関係なく被告に対して人的管轄権が認められる場合をいい、より強い結びつきが要求されている。他方で、個別管轄権とは、訴えによって提起される請求原因との関係に限り、被告に対して人的管轄権が認められる場合をいう。一般的管轄権の場合ほど強い結びつきが要求されるわけではないが、後述のとおり、一定の要件を満たす結びつきが認められて初めて管轄権が認められている。

2. 最近の連邦地方裁判所裁判例

以下、人的管轄権の欠如を理由に訴えの却下が認められた最近の米国連邦地方裁判所の裁判例を紹介したい²。

Today's Growth Consultant, Inc.（「TGC」）は、2017年から2019年の間に、投資家から eCommerce websites の設立及び運営を通じた投資スキームへの投資として7,500万ドルの資金を騙し取った後倒産し、管財人として Melanie Damian（「Damian」）が選任された。Damian は、当該期間に TGC から英国のマーケティング会社である Click Intelligence Ltd.

（「Click」）に対して link building service 名目で支払われた総額 869,174 ドルは、主として投資家及び債権者から騙し取る目的であったとして、その返還を求めてニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に訴えを提起した。Click は人的管轄権の欠如等を理由に訴えの却下を求めた。

連邦地方裁判所は、まず、人的管轄権の証明責任に関し、原告において管轄権の存在について一応の（prima facie）証明をしなければならず、そのためには、原告は、裁判所の州法（ロングアーム法）に基づく根拠があること³及び人的管轄権の存在がデュープロセスに適合していることを示す十分な事実を主張しなければならないとした。

そして、ニューヨーク州法（Civil Practice Law & Rules（C.P.L.R.）§ 302(a)(3)-(a)(3)(ii)⁴）では、ニューヨーク州外の者が州外で行った不法行為によりニューヨーク州内の人や財産に損害を及ぼした場合、当該者が州内におけるその結果を予測しているか又は合理的に予測すべきであり、州間取引又は国際的取引から多額の収益を得ている場合、当該者に対し人的管轄権が認められる旨規定していることについて、連邦地方裁判所は、同規定による人的管轄権が認められるためには、原告において、(1) 被告が州外で不法行為を行ったこと (2) 当該行為から請求原因が生じたこと (3) 当該行為が州内

² *Damian v. Click Intelligence Ltd.*, No. 21cv11066 (S.D.N.Y. Feb. 11, 2022)

³ 裁判所が所在する州外の被告に対する人的管轄権の根拠について、連邦裁判所は、原則として、当該州のロング・アーム法（long-arm statute）を適用している（連邦民事訴訟規則 4 条(k)(1)(A)）。

⁴ C.P.L.R. § 302. Personal jurisdiction by acts of non-domiciliaries. (a) Acts which are the basis of jurisdiction. As to a cause of action arising from any of the acts enumerated in this section, a court may exercise personal jurisdiction over any non-domiciliary, or his executor or administrator, who in person or through an agent: ... 3. commits a tortious act without the state causing injury to person or property within the state, except as to a cause of action for defamation of character arising from the act, if he ... (ii) expects or should reasonably expect the act to have consequences in the state and derives substantial revenue from interstate or international commerce; or ...



の人や財産に損害を与えたこと (4) 被告がその行為が州内で結果をもたらすことを予測したか、それを合理的に予測すべきであったこと (5) 被告が州間取引又は国際商取引から多額の収益を得ていること、の5点を立証する必要があるとした。そして、連邦地方裁判所は、本事案においては、Clickのウェブサイトがニューヨーク事務所が掲載されていたことやTGCの詐欺的スキームによりニューヨークの投資家に損害が生じたという主張のみでは、Clickがニューヨーク州において損害を生じさせたこと又は合理的にそれを予測すべきであったとは認められない等として、ニューヨーク州法における管轄権の根拠は認められないと判断した。

また、連邦地方裁判所は、合衆国憲法におけるデュープロセスの適合性について、デュープロセスに適合するためには、被告と裁判所が所在する州との間に公正さと実質的正義の伝統的な観念に抵触しない一定のミニマム・コンタクトがあることを要するとし、そのためには、(1) 被告が裁判所が所在する州での行為による特権を意図的に利用しているか、又は当該州への行為を意図的に指揮していること (2) 原告の請求は被告の当該州における行為により又は行為に関連して生じたものであること (3) 管轄権の行使が状況からみて合理的であると裁判所が判断することが必要であるとした。そして、本事案では、Clickの事務所がニューヨーク州にあるとの主張やTGCの詐欺的スキームによりニューヨーク州の投資家に損害が生じたとの主張のみでは、原告の請求が、被告と当該州とのコンタクトから生じた又はそれに関連して生じたものとはいえないとして、人的管轄権は認められないとした。

3. まとめ

上記のとおり、裁判所に人的管轄権が認められるためには、州法又は連邦法に根拠があることと、合衆国憲法におけるデュープロセスとの関係において、被告と裁判所が所在する州との間にミニマム・コンタクトが認められる必要がある。ミニマム・コンタクトの判断においては、上記裁判例に示されているような要件の該当性が判断されることとなり、被告に当該裁判所で裁判を受けることを甘受させるに足りる一定の実質的な結びつきが求められるため、実際に人的管轄権を理由に訴えが却下されるケースも少なくない。日本企業にとっては、米国にて訴訟が提起された場合、フォーラム・ノン・コンビニエンスの法理及びフォーラム選択条項の検討と併せて、そもそも人的管轄権が認められるかという点を検討するメリットは十分に認められるといえよう。